

社団法人 日本トライボロジー学会細則

第1章 事務所

第1条 この法人は事務所を東京都港区芝公園3丁目5番8号機械振興会館内におく。

第2章 会員

第2条 正会員、学生会員及び公共会員の入会を承認したときは、会長からその旨通知する。

第3条 維持会員の入会を決定したときは、会長からその旨通知する。

第4条 会員は規定の期日内に会費を納入しなければならない。この法人は会員に対し、各年度開始前の3月までに会費納入通知を発送し、会員は直ちに会費（会誌の購読料はこれに含める）を納入するものとする。ただし、公共会員は会費を後納することができる。また、会員が海外赴任等で学会活動が出来ない場合は休会とすることが出来る。休会期間中は会費は免除される。休会を希望する会員は会長に休会願いを提出し理事会の承認を得ることとする。学生会員は大学学部、大学院、短大、高専、高校に在学中の学生に適用される。正会員から学生会員へ資格変更を希望する場合は会長に資格変更願いを提出し理事会の承認を得ることとする。

第5条 入会金及び会費は、つぎのとおりとする。

会員の種別	入会金	会費年額	
正会員	500円	9,600円	
学生会員	500円	3,500円	
維持会員	不要	S級	600,000円
		A級	480,000円
		B級	360,000円
		C級	280,000円
		D級	200,000円
E級	120,000円		
公共会員	不要	21,600円	
名誉会員		不要	

第6条 維持会員がその代表者を変更したときは、直ちにその旨をこの法人に通知しなければならない。

第7条 会員は別に定める投稿の決まりに従って会誌に投稿することが出来る

第8条 会員は会誌の配布及びこの法人で刊行する図書の優先的配布を受ける。また、会員（公共会員を除く）はこの法人の施行する行事

に参加することができる。

第3章 役員の選挙

第9条 役員の選挙は別に定める日本トライボロジー学会役員選挙規程によりこれを行なう。

第10条 理事会または監事に欠員が出来たときは補充選挙を行なう。ただし、理事会で会務執行に差し支えないと認められたときは、補充選挙を行わなくても良い。補選された理事又は監事の任期は前任者の残存期間とする。補充選挙は本細則第9条に従って行ない、その結果は会誌上に報告する。

第4章 評議委員

第11条 この法人に30名以上40名以下の評議委員をおく。

2. 会長は、理事会の承認を得て評議委員を委嘱する。
3. 評議委員の任期は通常総会から次の通常総会までとする。
4. 評議委員は会長の諮問に応ずる。

第5章 事務局及び職員

第12条 この法人に事務局をおく。

2. 事務局に職員をおく。職員は理事会の議決を経て会長が任免する。
3. 職員の就業及び給与は別に定める職員就業規則及び給与規則による。

第6章 会務の分担

第13条 理事は次のように業務を分担する。

1. 常務理事の担当業務、庶務理事の担当業務、会計理事の担当業務、編集理事の担当業務

第14条 常務理事は次の事項を分担する。

- (1) 登記に関する事項
- (2) 渉外に関する事項
- (3) 企画に関する事項
- (4) 職員人事に関する事項
- (5) 理事会に関する事項

第15条 庶務理事は次の事項を分担する。

- (1) 運営委員会に関する事項
- (2) 集会に関する事項
- (3) 議案及び報告に関する事項
- (4) 会員の入退会及び会員名簿に関する事項
- (5) 表彰に関する事項
- (6) 刊行物配布及び送付に関する事項
- (7) その他庶務に関する事項

- 第16条 会計理事は次の事項を分担する．
- (1) 財務委員会に関する事項
 - (2) 会費及び購読料の徴収に関する事項
 - (3) 現金の出納及び保管に関する事項
 - (4) 予算及び決算書類の作成に関する事項
 - (5) 物品の購入及び売却に関する事項
 - (6) 会計帳簿及び証書類の整理に関する事項
 - (7) 図書を除く物品の保管に関する事項
 - (8) その他会計に関する事項
- 第17条 編集理事は次の事項を分担する．
- (1) 編集委員会，校閲委員会及び出版委員会に関する事項
 - (2) 原稿の整理及び保管に関する事項
 - (3) 会誌及び図書等刊行物の発行に関する事項
 - (4) その他編集に関する事項
- 第7章 委員会
- 第18条 この法人に次条に記載する委員会を常置する．
- 第19条 常置する委員会の種別は次のとおりとする．
- (1) 運営委員会
 - (2) 財務委員会
 - (3) 編集委員会
 - (4) 英文オンラインジャーナル編集委員会
 - (5) 校閲委員会
 - (6) 出版委員会
 - (7) トライボロジー会議実行委員会
 - (8) 教育講習委員会
 - (9) トライボロジー懇談会委員会
 - (10) 研究委員会
 - (11) ISO 資格制度委員会
 - (12) 増強委員会
 - (13) 広報・情報化委員会
 - (14) 表彰委員会
 - (15) 選挙管理委員会
- 第20条 委員会の委員は理事会の承認を得て会長が委嘱する．委員の任期は1年とする．ただし，重任を妨げない．
- 第21条 運営委員会は理事会の業務を補佐する．庶務理事は委員長として会務の推進に当たる．
- 第22条 財務委員会は予算，決算その他会計業務の運営並びに長期財務計画の立案に当たる．会計理事は委員長として会務の推進に当たる．
- 第23条 編集委員会は会誌の編集及び会誌に掲載する依頼原稿の審査に関する業務を行なう．編集理事は委員長として会務の推進に当たる．
- 第24条 英文オンラインジャーナル編集委員会はオンラインジャーナルの編集及びオンラインジャーナルに掲載する依頼原稿の審査に関する業務を行なう．理事は委員長または副委員長として会務の推進に当たる．
- 第25条 校閲委員会は会誌に掲載する論文・寄書の審査に関する業務を行なう．編集理事は委員長として会務の推進に当たる．
- 第26条 出版委員会は図書の刊行に関する業務を行なう．編集理事は委員長として会務の推進に当たる．
- 第27条 トライボロジー会議実行委員会はトライボロジー会議の企画，運営を行なう．理事は委員長として会務の推進に当たる．
- 第28条 教育講習委員会は講習会等の企画，運営を行なう．理事は委員長として会務の推進に当たる．
- 第29条 トライボロジー懇談会委員会はトライボロジー懇談会の企画，運営を行なう．理事は委員長として会務の推進に当たる．
- 第30条 研究委員会は第8章に定める研究会に関する業務を行い，理事は委員長として会務の推進に当たる．理事は委員長として会務の推進に当たる．
- 第31条 ISO 資格制度委員会はISO-18436に規定された、機械状態監視診断技術者（トライボロジー）の認証に関する企画，運営を行なう．理事は委員長または副委員長として会務の推進に当たる．
- 第32条 増強委員会は会員の増強，広告の増強その他会の増強に関する業務を行なう．理事は委員長として会務の推進に当たる．
- 第33条 広報・情報化委員会はこの法人の活動情報の開示など、情報化業務を企画、遂行する．理事は委員長として会務の推進に当たる．
- 第34条 表彰委員会は別に定める表彰規程に基づき、第9章に定める表彰業務を行う．理事は委員長として会務の推進に当たる．
- 第35条 選挙管理委員会は別に定める選挙管理規程に基づき、選挙管理業務を行う．
- 第36条 この法人は必要に応じて細則に規定する以外の委員会を臨時に設けることができる．臨時委員会の委員長及び委員は理事会の承認を得て会長が委嘱する．

第8章 研究会

第37条 この法人は学術上の問題について調査・研究を行なうため、研究会を設けることができる。研究会の委員は理事会の承認を得て会長が委嘱する。研究会の運営については別に定める。

1999年4月20日理事会改定
2002年4月23日理事会改定
2003年5月13日通常総会改定
2005年5月30日通常総会改定
2007年5月29日通常総会改定
2009年5月19日通常総会改定

第9章 表彰

第38条 この法人は研究、教育、指導、普及、学会運営などの活動により、トライボロジーに関して顕著な実績をあげた者を、理事会の議決を経て表彰することができる。

第39条 表彰に関して必要な事項は別に定める表彰規程による。

第10章 総会及び講演会その他

第40条 この法人は毎年1回総会を開き講演会を行なうほか、必要に応じて各地において研究発表会・討論会・講演会・講習会・見学会などを行なうことができる。

第11章 刊行物

第41条 この法人は別に定める刊行物発行規程に基づく刊行物を発行する。

第12章 特定費用準備資金の運用

第42条 この法人の各事業を長期にわたって円滑に実施するため、別に定める特定費用準備資金運用規程に基づく特定費用準備資金を設定、運用する。

第43条 特定費用準備資金は、他の資金と明確に区別できるように管理する。

第44条 特定費用準備資金は、特定費用準備資金運用規程に定める目的に応じた事業に使用するために、これを取り崩すものとする。

第45条 財産の特定費用準備資金への繰入れ及び取り崩しに関しては、事前に理事会の承認を得ることとする。

第13章 寄付の受領

第46条 寄付金品は、理事会の議決を経てこれを受領する

第14章 報酬

第47条 会長が必要と認めたときは、理事会の議決を経て報酬や謝礼を支払うことができる。

第15章 規則の変更

第48条 細則は定款第11章の規定により理事会の議決を経てこれを変更することができる。